下水道施設の改築に係る国庫補助の継続に関する意見書

下水道は、市民生活や社会経済活動を支える極めて高い公共性を有する社会資本であり、水質汚濁防止法にも国の責務が明示されているとともに、その国庫補助金は地方財政法上、国が義務的に支出する負担金として整理されています。また、下水道法においては、施設の設置に加えて改築についても国庫補助の対象となっています。

しかし、平成２９年１１月に国の財政制度等審議会において、下水道事業は主要な施設の改築費用の約半分を国庫補助金で賄っていることが受益者負担の観点から課題とされ、今後の国庫補助対象は、未普及の解消と雨水対策に重点化し、汚水施設の改築は原則として使用料で賄うべきとの趣旨の提言がなされました。これを踏まえ、国の平成３０年度予算では、国庫補助金が未普及解消と雨水対策に重点配分されたところであります。

長岡京市の下水道は、処理人口普及率９９％超と高い水準にありますが、一方で一部供用開始から３８年が経過し、施設の老朽化の観点から計画的な改築更新が喫緊の課題となっています。

こうした状況の中、今後も汚水施設の改築に対する国庫補助が削減又は廃止されることとなれば、本市においても下水道使用料の著しく大幅な引き上げや一般会計繰入金の増額により必要な財源を賄わざるを得ず、市民生活や社会経済活動の維持への多大な影響が懸念されます。

地域の公衆衛生を確保し、汚水を浄化し放流することによって公共用水域の水質を確保するなどの下水道が持つ公共的役割及び下水道を支える国の責務は、施設の新設時及び改築時も変わるものではなく、今後も国からの支援が不可欠です。

よって、国におかれては、下水道事業の継続的かつ計画的な実施により、今後とも市民生活や社会経済活動を支えるために、下水道施設の改築に係る現行の国庫補助制度を確実に維持、継続するよう強く要望します。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成３０年１２月１９日

京都府長岡京市議会

提 出 先　衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣
国土交通大臣